

### 3. 建設指針（遵守事項）

「Ⅲ-2. 募集の対象業種及び立地可能施設」に定める業種・施設の内容及び、「Ⅳ 特記事項」の内容を遵守すること。

項 目	内 容
用 途 等	立地可能施設は、「Ⅲ-2. 募集の対象業種及び立地可能施設」に記載のとおりとします。
駐車場と駐輪場の確保	<p>周辺道路での路上駐車が発生しないよう敷地内に十分な駐車場・駐輪場を確保していただきます。</p> <p>なお、駐車場等が不足した場合は、事業者において解決していただきます。</p>
周辺住民への配慮	<p>業務施設を建設する際の工事に伴う騒音、振動、ほこり等の工事公害及び業務施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、十分注意をし、事業者において対応してください。なお、日曜、祝日、早朝、夜間の工事については、周辺の住民の方々へ配慮し、ご遠慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、業務施設の操業開始後についても、深夜照明、騒音（建物・室外機・駐車車両等）、振動、ほこり、臭気等に関して十分配慮してください。</p>
歩道の切下げ	<p>車両等の進入路を設置する場合は、歩道の切下げ等が必要となります。その際、歩道上に存する街路灯や各種ボックス類、地下埋配管の移設等が必要な場合は、事業者において道路管理者、警察と協議し、その指示や指導に従って行ってください。</p> <p>なお、歩道の切下げに当たっては、道路管理者である御所市、警察と協議うえ、行っていただきます。</p>

4. 建築基準法による建築物の制限<建築基準法別表第2>

<p>(る)</p>	<p>準工業地域内に建築してはならない建築物</p>	<p>一 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場</p> <p>(一) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造</p> <p>(二) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。)</p> <p>(三) マッチの製造</p> <p>(四) ニトロセルロース製品の製造</p> <p>(五) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造</p> <p>(六) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。)</p> <p>(七) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造</p> <p>(八) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造</p> <p>(九) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)</p> <p>(十) 石炭ガス類又はコークスの製造</p> <p>(十一) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。)</p> <p>(十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)</p> <p>(十三) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造</p> <p>(十四) たんぱく質の加水分解による製品の製造</p> <p>(十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品製造を除く。)</p> <p>(十六) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造</p> <p>(十七) 肥料の製造</p> <p>(十八) 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造</p> <p>(十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製</p> <p>(二十) アスファルトの精製</p> <p>(二十一) アスファルト、コールター、木ター、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造</p> <p>(二十二) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造</p> <p>(二十三) 金属の熔融又は精練(容量の合計が五十リットルを超えないるつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)</p> <p>(二十四) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎</p> <p>(二十五) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業(グラインダーを用いるものを除く。)、びよう打作業又は孔埋作業を伴うもの</p> <p>(二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造</p> <p>(二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(二十八) 鍛造機(スプリングハンマーを除く。)を使用する金属の鍛造</p> <p>(二十九) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造</p> <p>(三十) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎</p> <p>(三十一) (一)から(三十)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業</p> <p>二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>
------------	----------------------------	--

5. 地区計画（本件土地は、「B地区」）

名称（地区名）	御所IC北地区 地区計画
位 置	御所市北十三、南十三、出屋敷の一部
面 積	約13.2ha
地区計画の目標	<p>本地区は本市中心市街地より北東約1.2kmに位置し、京都と和歌山を結ぶ広域連携軸である京奈和自動車道の御所インターチェンジに近接し、交通利便性の良い地域である。</p> <p>地区計画による適正な土地利用の誘導により、交通利便性を活かした産業集積地として地域経済の基盤強化と新たな雇用の創出による地域の活性化を図り、周辺の既存の居住環境と営農環境との調和に配慮した中南和地域における経済的な中核拠点地区の形成を目指す。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>本地区においては、雇用の創出と地域経済の活性化に寄与する製造業を誘致するための適正な土地利用を誘導する。</p> <p>本地区を「A地区」と「B地区」に細地区に区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>（1）A地区</p> <p>環境配慮型の工業団地として、周辺の営農環境と調和しつつ、本市における産業集積地として良好な市街地を形成する。</p> <p>（2）B地区</p> <p>環境配慮型の工業団地として、周辺の居住環境と調和した良好な市街地を形成する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>産業拠点としての機能形成、周辺の居住環境及び営農環境との調和のとれた市街地形成のために、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面位置に関する制限などを行う。</p> <p>各ゾーンの土地利用方針に応じて次のように定める。</p> <p>（1）A地区</p> <p>環境配慮型の工業団地としての環境を整備し、近接する営農環境との調和を図り、B地区と連携した工業団地の形成による産業集積地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>（2）B地区</p> <p>環境配慮型の工業団地としての環境を整備し、近接する居住環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

			A地区	B地区
			<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築することができない。</p> <p>(1)日本標準産業分類の大分類「製造業」に該当する工場（建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるものうち、(一)火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造、(二)消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。)、(三)マッチの製造、(四)ニトロセルロース製品の製造、(七)引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造、(八)乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造、(九)木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)、(十)石炭ガス類又はコークスの製造、(十一)可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。)、(十二)圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)、(十三)塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、リン酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、亜硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールスルホン酸、クロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホール、グリセリン、ヒチオールスルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトニトリド、アスピリン又はグアヤコールの製造、(十七)肥料の製造、(十八)製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造、(二十)アスファルトの精製、(二十一)アスファルト、コaltar、木タル、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造、(二十二)セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造、(三十)石綿を含有する製品の製造又は粉碎事業を営むも</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築することができない。</p> <p>(1)工場（建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く。）</p> <p>(2)前号の建築物に附属するもの（危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築基準法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。）を含み、倉庫については床面積の合計が前号の工場の床面積の合計の1.2倍を超えるものを除く。）</p> <p>(3)都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物</p> <p>(4)専ら防災のために設ける備蓄倉庫</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限		

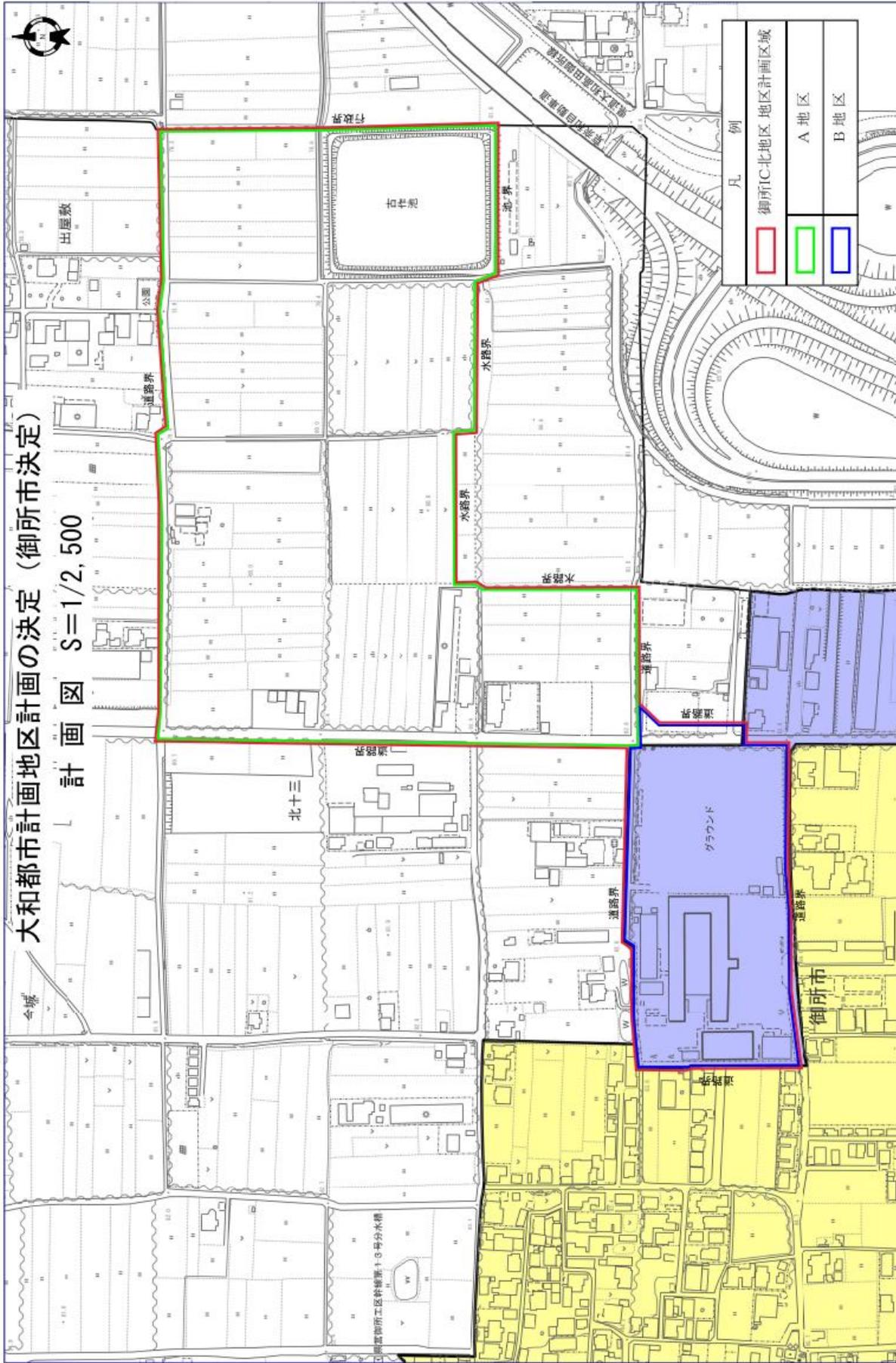
	<p>の及び（三十一）（一）から（三十）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業を除く。）</p> <p>（2）前号の建築物に附属するもの（危険物の貯蔵又は処理に供するものを含み、倉庫については前号の工場の床面積の合計の1.2倍を超えるものを除く。）</p> <p>（3）水道法第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設である建築物</p>	
建築物の敷地面積の最低限度	8,000 m <sup>2</sup>	
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離の最低限度を4.0m以上とする。	
建築物等の高さの最高限度	<p>建築物の高さは、25mを超えないものとし、かつ次の各項の規定に適合するものとする。</p> <p>1. 高さが10mを超える建築物にあっては、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面から4mの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲内において4時間以上、かつ、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲内において2.5時間以上日影となる部分（本地区に隣接する市街化調整区域内に限る。）を生じさせない。</p> <p>2. 同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。</p>	建築物の高さは、20mを超えないものとする。

	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、原色を避け、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。</p> <p>2. 屋外広告物は、自己の業務の用に供するものとし、形状、色彩、意匠その他表示の方法が周辺の景観を害さないものとする。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>前面道路及び隣地又は水路の境界線に面する敷地の部分（門柱、門扉及び車庫の部分を除く。）に垣又はさくを設置する場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生け垣又は植栽</p> <p>(2) 透視可能なフェンス等</p>
	土地の利用に関する事項	<p>樹木等による緑化については、周辺の住宅地、営農地に配慮した配置とし、かつ、行為地内の緑化面積は敷地面積の20%以上とすること。緑化に当たっては郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し周辺環境との調和を図ること。樹木等は適切な配置を行うこと。樹木等は適切に維持管理を行うこと。</p> <p>緩衝緑地については、都市計画法第33条第1項10号の趣旨にのっとり、開発区域を地区計画の区域に読み替え法を適用する。</p>

※建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限及び緑化面積の規定は、公共用地（道路、公園、緑地、調整池、水道施設用地、備蓄倉庫用地等）には適用しない。

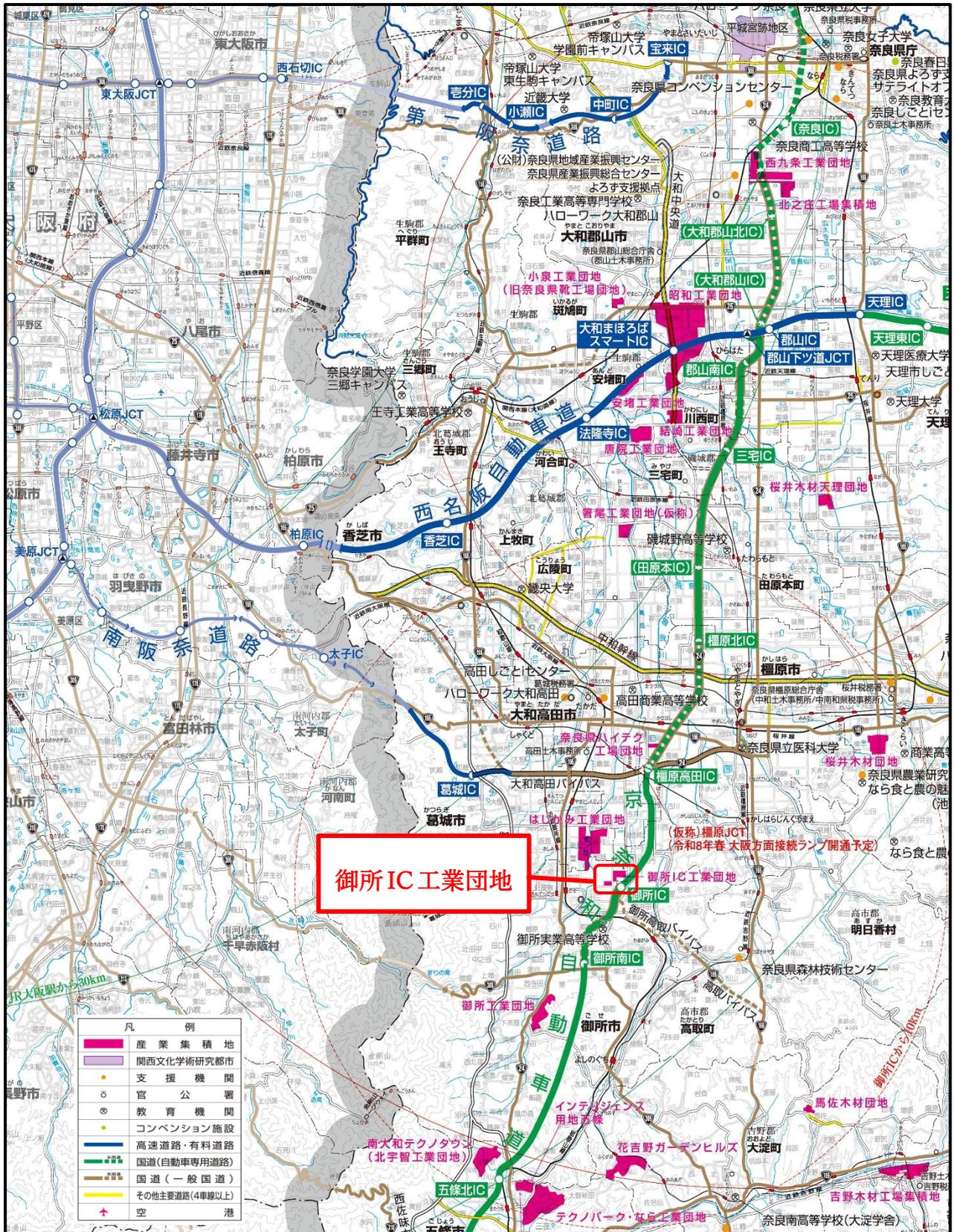
大和都市計画地区計画の決定（御所市決定）

計画図 S=1/2,500

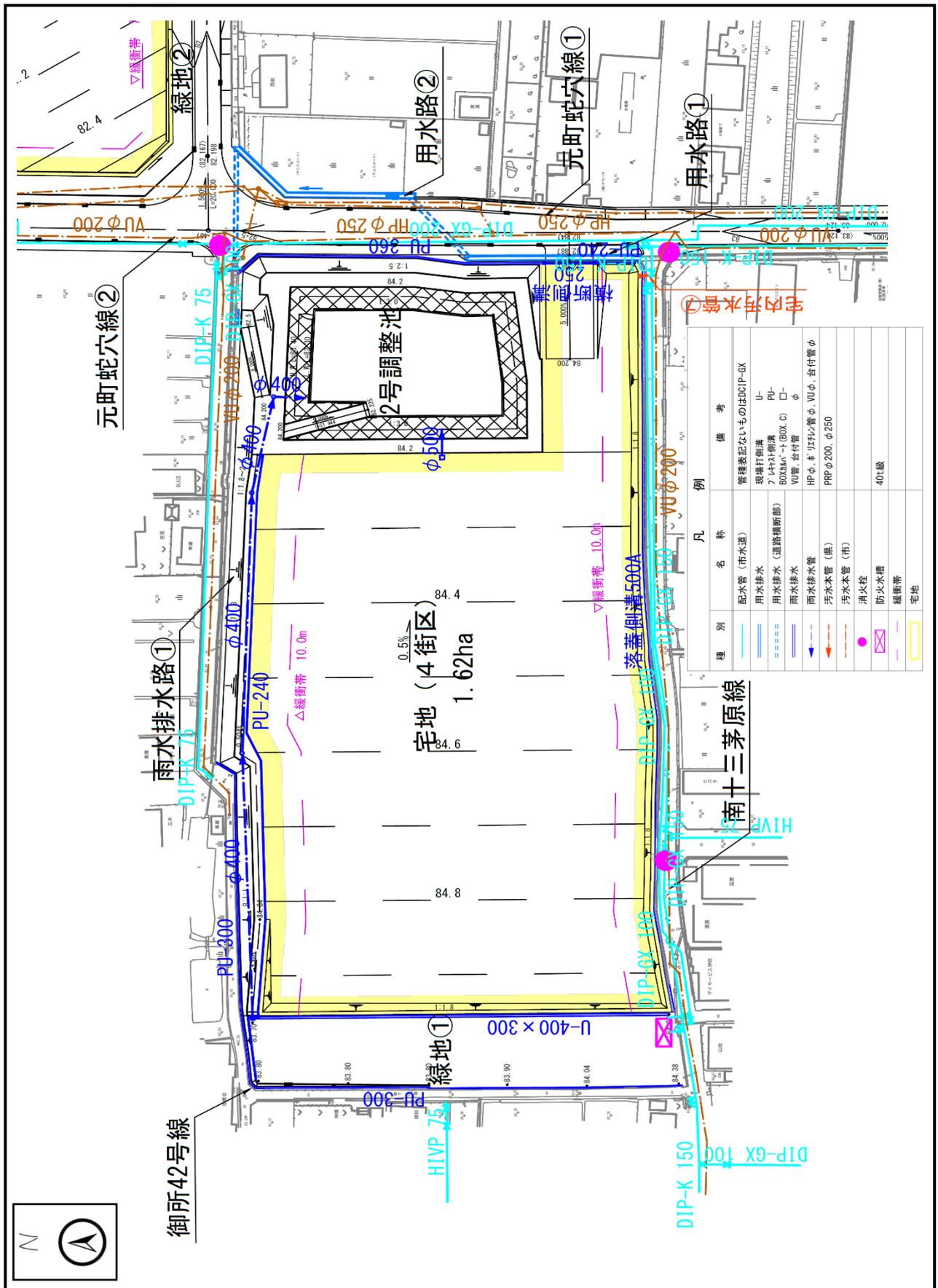


地区計画図

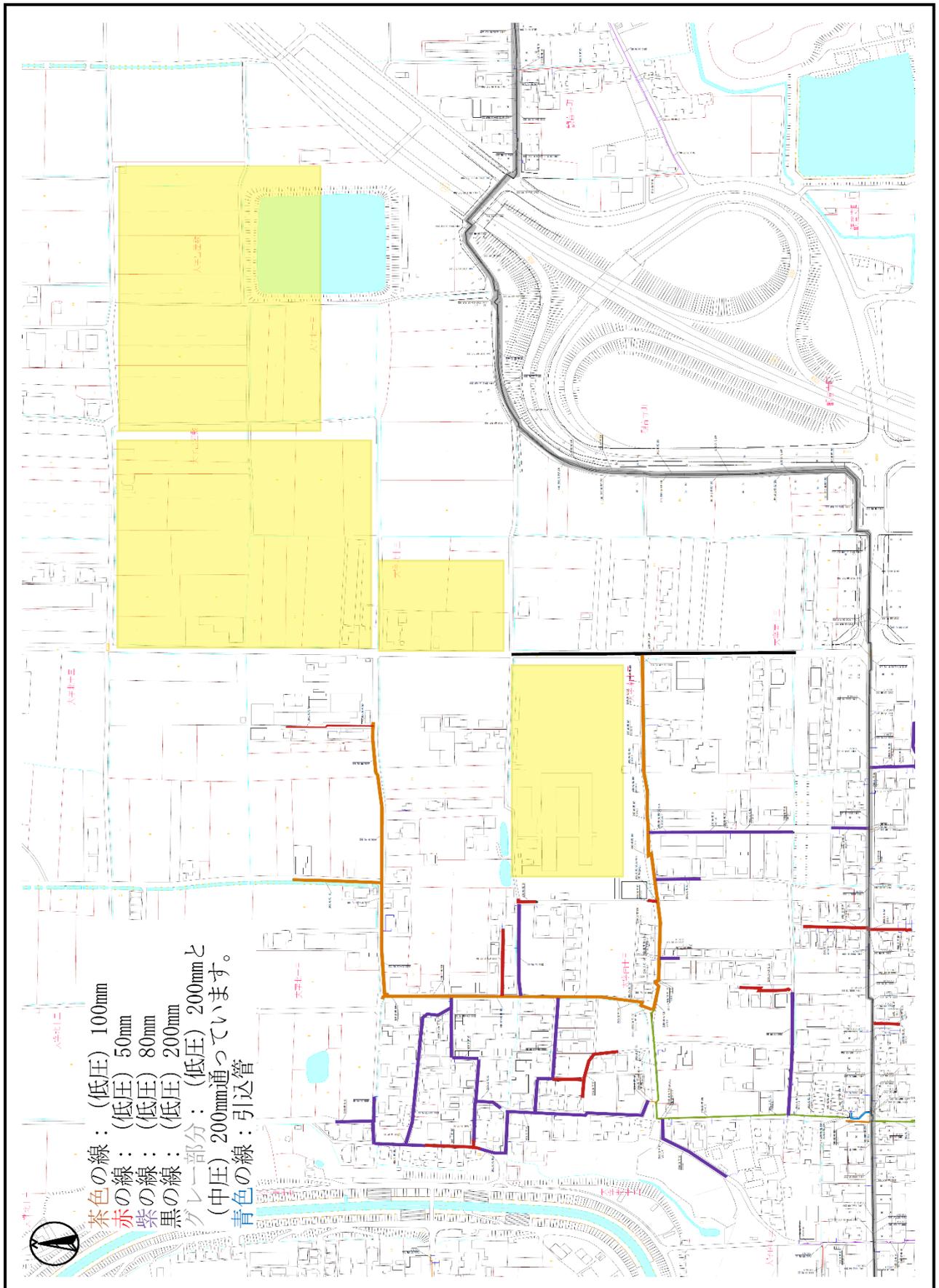
6. 広域位置図



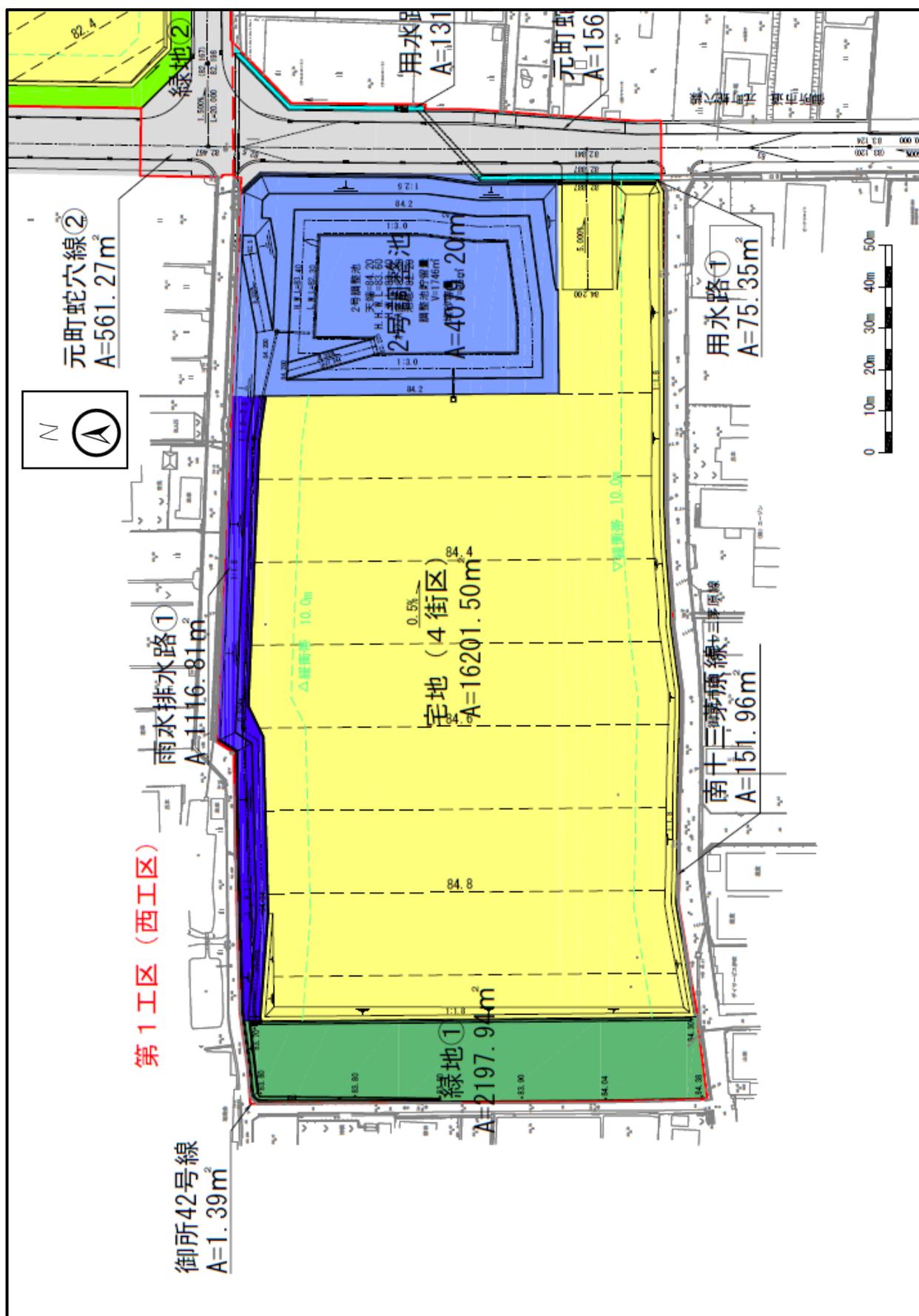
7. インフラ図面



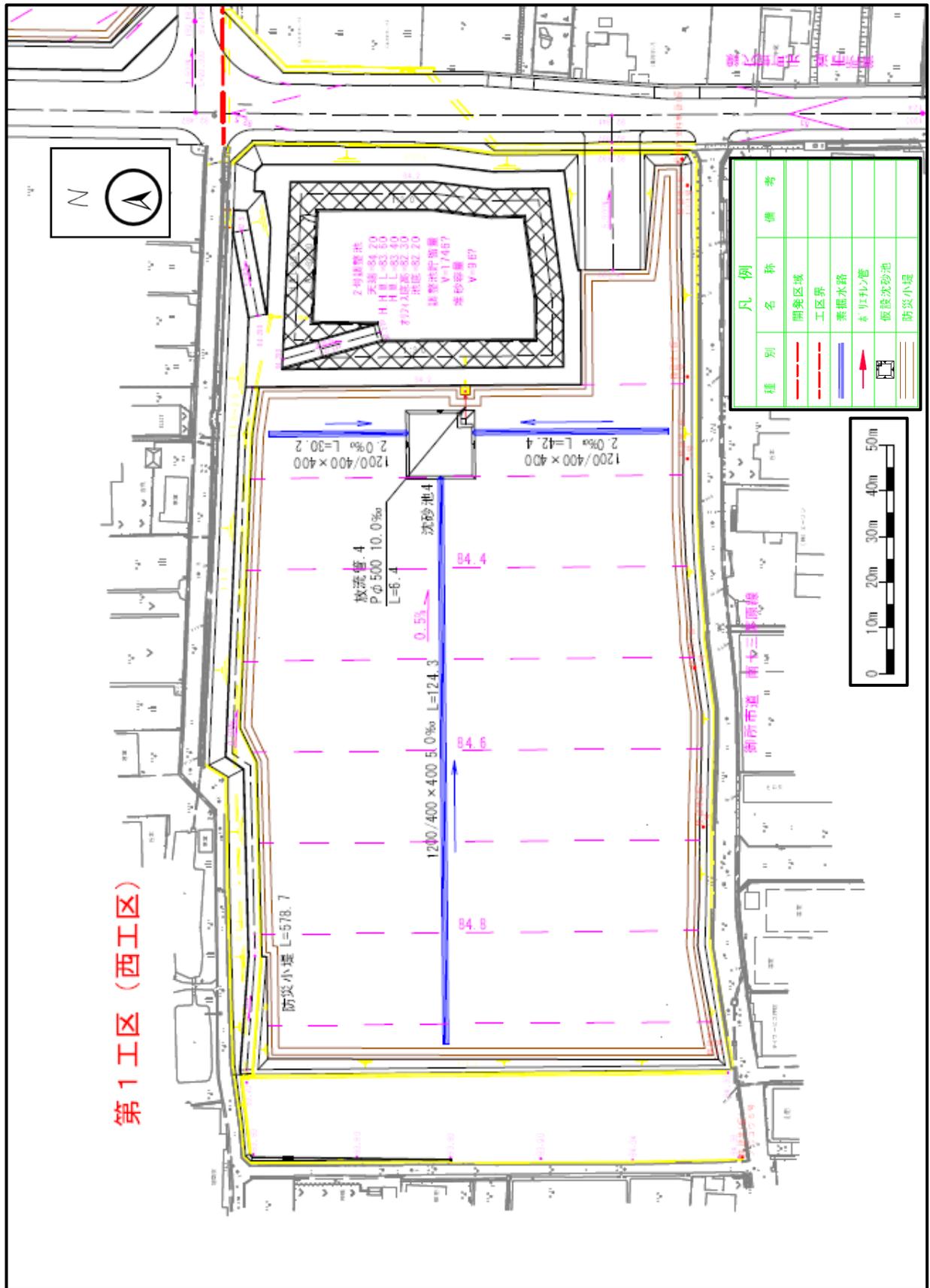
【都市ガス図面】



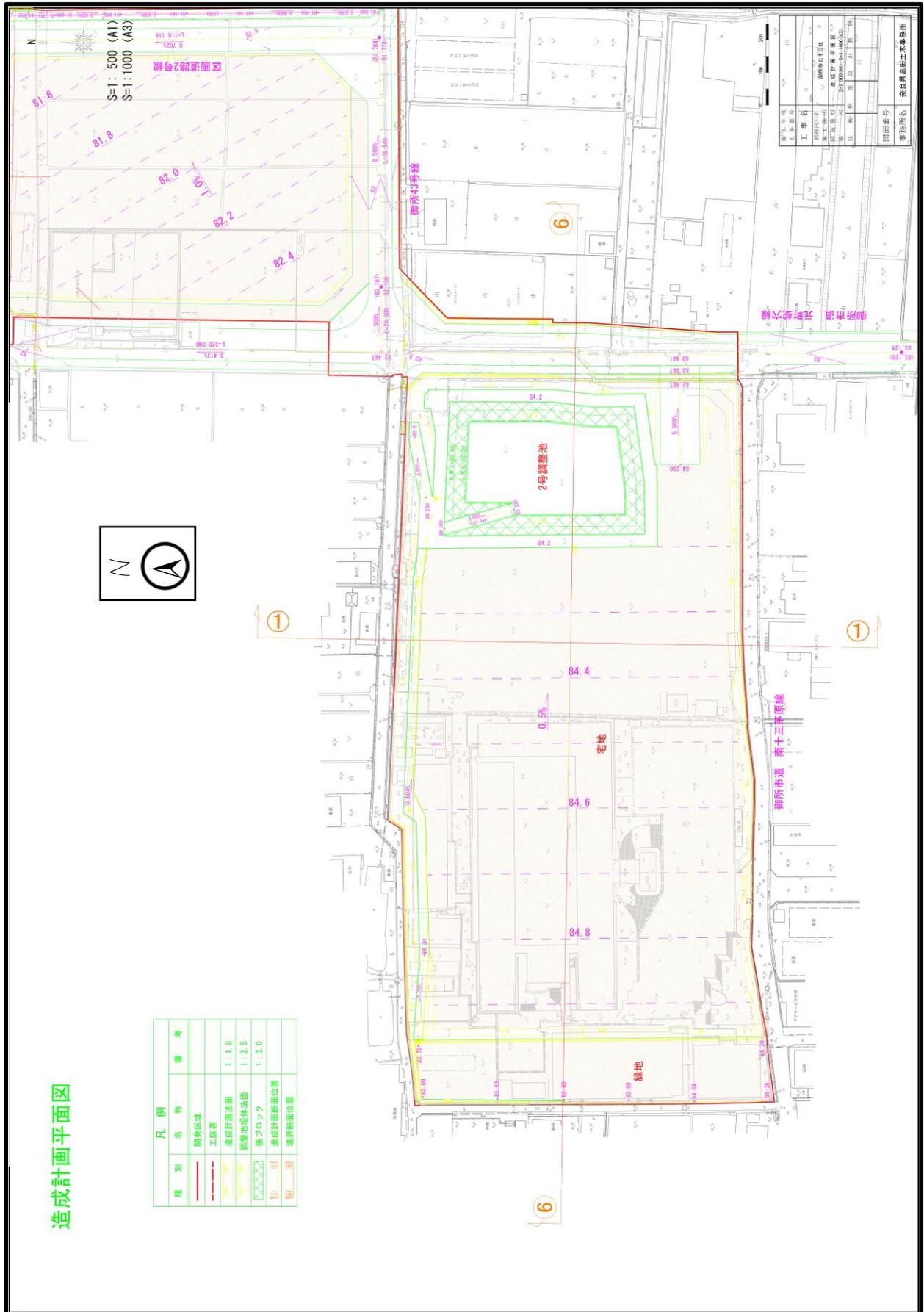
8. 土地利用計画平面図



9. 二次防災平面図

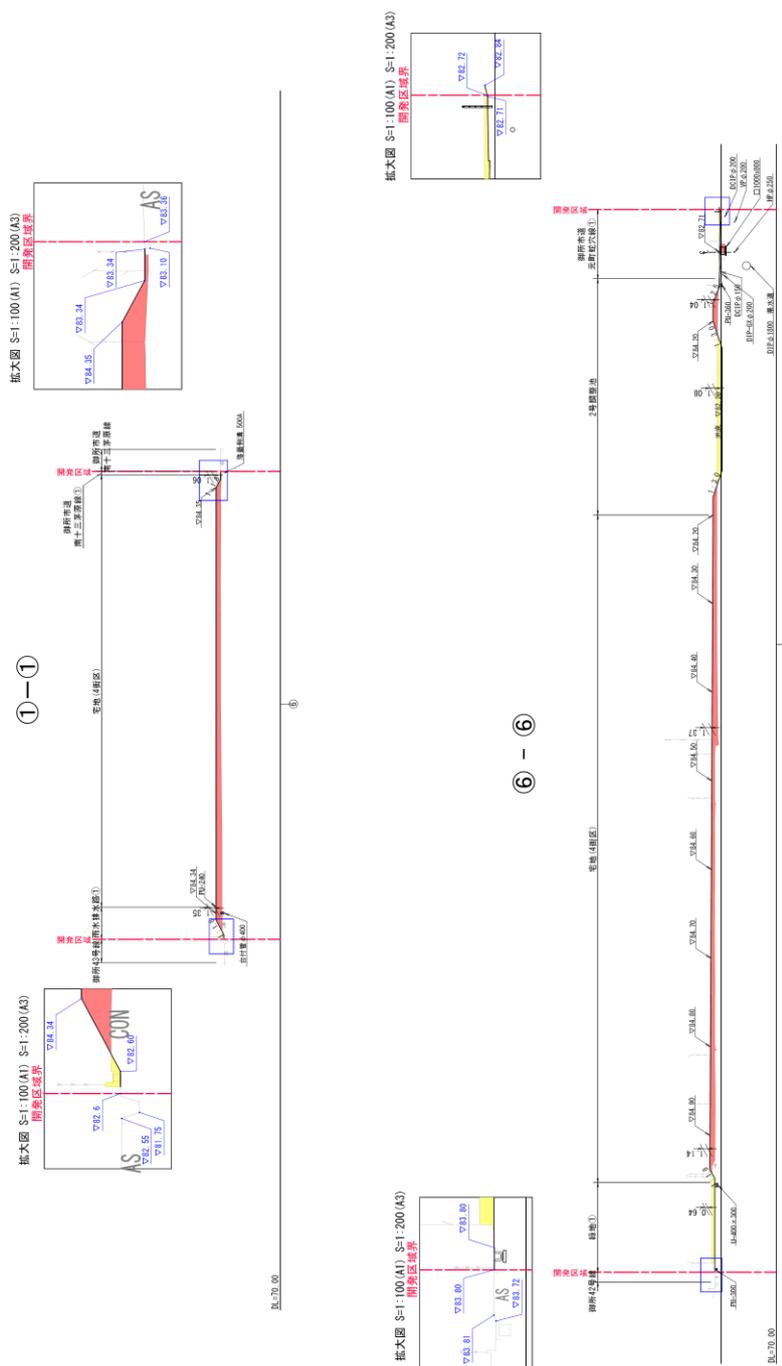


10. 造成計画平面図



11. 造成計画断面図

造成計画断面図



種類	名称
黄色	VZ1.00 封道道路高
赤色	切土
緑色	盛土
赤線	閉塞区境界

工事年度	
工事番号	
図面番号	
図面名称	
作成者	
承認者	
図面番号	
事務所名	奈良県高田土木事務所

増土する場合には、盛土に面する他の地事又は地下水の保護による盛み、削下、閉塞又は掘りかきにより、おおよそ20センチメートル以下の間に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛ることによりこれをローラーによる場合において、他の地事又は地下水の保護を要するものも、必要に応じて掘りかきと併せて掘りかきすることとする。

・増土又は盛土をする場合において、地下水により崩壊又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、閉塞区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水施設を設置すること。

・法面高さ10mを超える箇所は、法面保護工(種子吹付・舗装・ブロック)を実施すること。

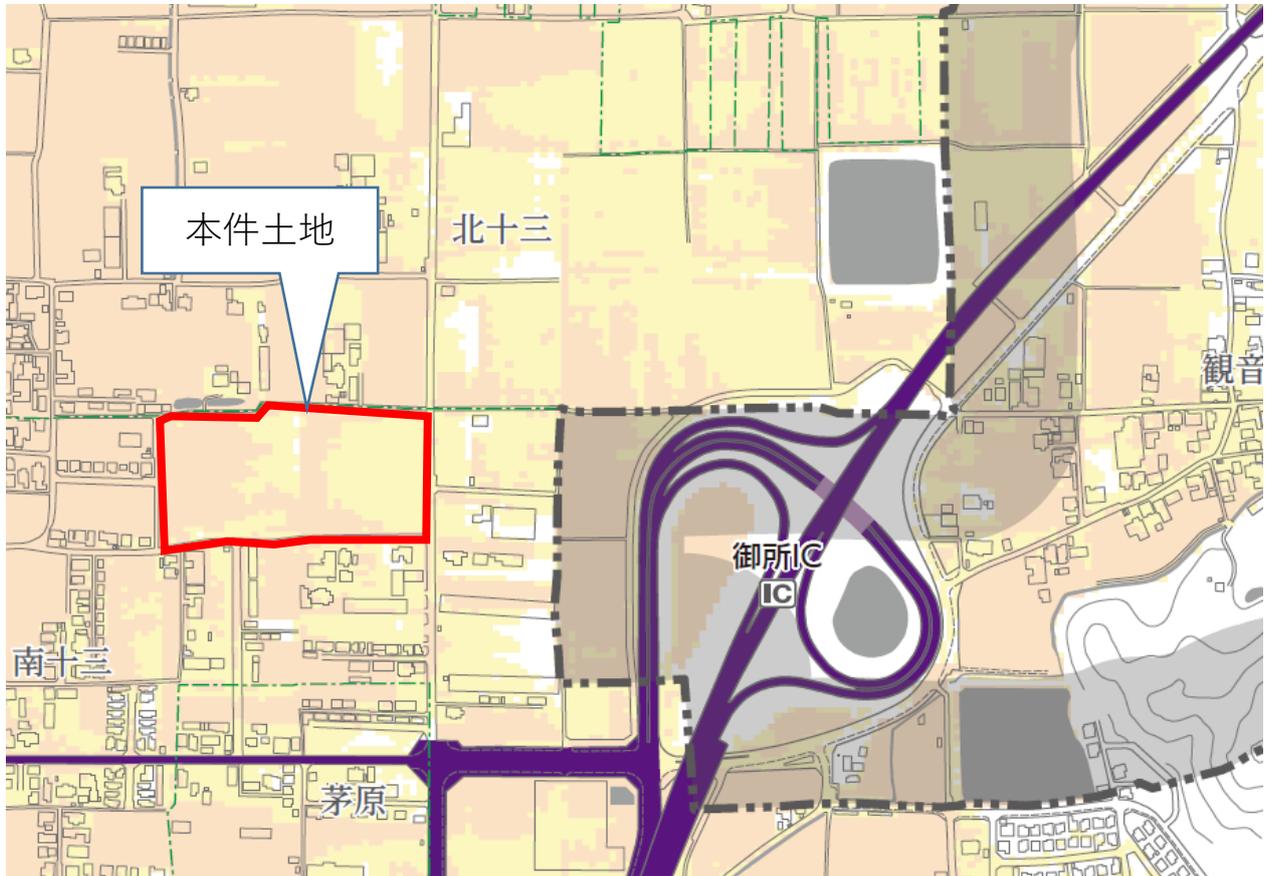
・法面勾配は、30%以下で施工すること。





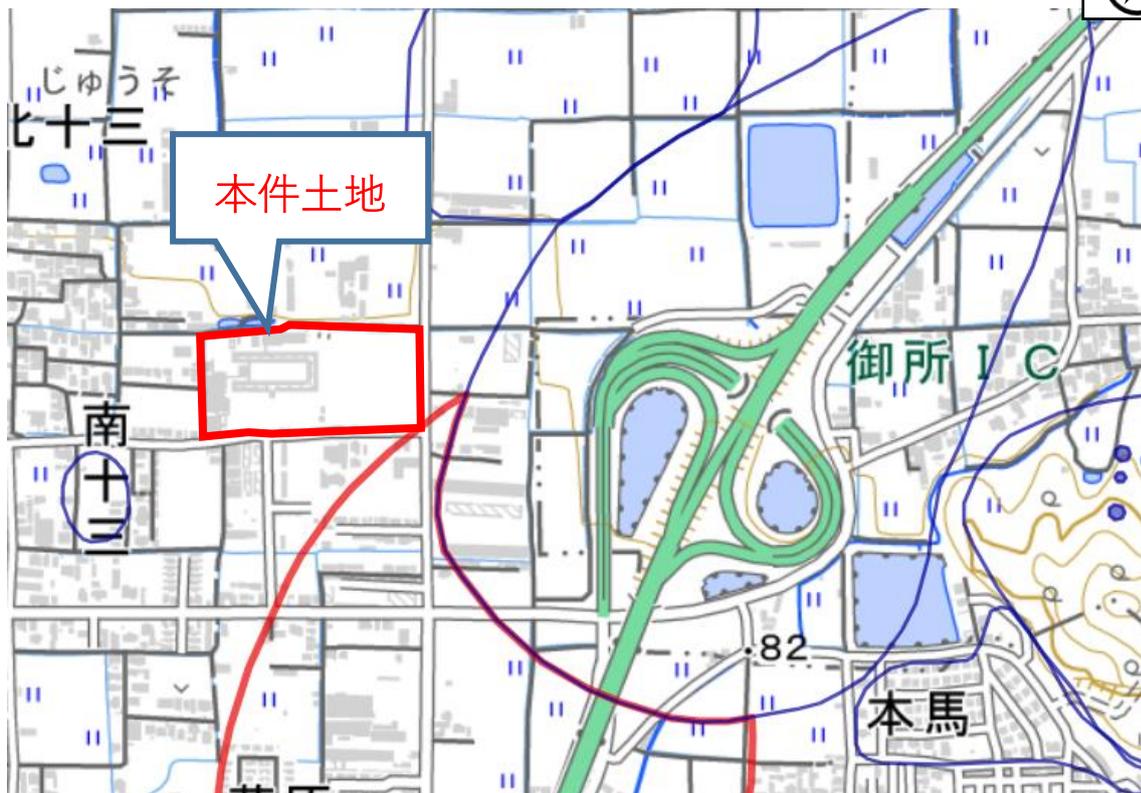


【本件土地周辺拡大図】



本件土地の浸水想定最大規模：0.5m～3.0 未満（一部 0.5m 未満の箇所あり）

14. 埋蔵文化財包蔵地



テーブル名	遺跡
ID	16B-0415
市町村	御所
遺跡名	茅原中ノ坊遺跡
所在地	御所市茅原字中ノ坊、本馬ほか
種類区分	集落・町屋,社寺,水田・農耕地
種類詳細	生産遺跡（水田）,社寺跡
時代区分	縄文,弥生,古墳,室町,江戸
時代詳細	縄文・後,弥生・後～古墳・前～後,室町,江戸
遺跡概要	柱穴群、水田、溝、河道、井戸、護岸杭、寺院本堂基壇
遺物	縄文、弥生、土師、須恵、石器、木器、瓦

出典：奈良県遺跡地図 Web

本件土地引渡し時には、全面的な文化財発掘調査は完了しています。  
 ※土木工事を伴う工事に当たっては、文化財保護法に規定する届出を  
 提出する必要があります。